

(2) 令和2年度 高齢サポート（地域包括支援センター）運営方針

1 地域包括ケアシステムの構築に向けて

「第7期京都市民長寿すこやかプラン」では、「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」をみんなでつくる」ことを基本理念とし、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進及び健康長寿のまち・京都の実現に向けた取組を推進していくことを目指すこととしている。

「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進に当たっては、引き続き各高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組をもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援する。

2 基本的な運営方針

- (1) 高齢サポートは、「公益性」「地域性」「協働性」の視点で運営を行う。
- (2) 地域の高齢者の自立支援を図ることを念頭に、総合相談窓口としての機能を発揮する。
- (3) 関係機関と連携しながら地域における社会資源を相互につなげていく地域のネットワーク構築機能を果たす。

3 基本業務

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者に対して、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を可能とするために、継続的・専門的な視点に基づく相談支援や地域の関係者とのネットワーク構築、地域の高齢者の心身の状況等必要な実態把握等を行う。

(2) 権利擁護業務

地域の関係機関との迅速かつ円滑な連携を図り、権利侵害行為の対象となっている、または対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行う。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務

適切な介護予防ケアマネジメントの実施を通じて、高齢者の状態に応じたフレイル対策を含む健康づくりや介護予防の取組の支援を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域において安心して生活を継続するために適切な社会資源を活用できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域のケアマネジャーに対する直接的・間接的な支援を行う。

4 重点取組事項

(1) 地域の高齢者の支援、実態把握

- ア 地域福祉組織等と連携したひとり暮らし高齢者への効果的・効率的な訪問活動の実施
- イ 個別ケースの地域ケア会議等を活用した適切な個別支援の実施
- ウ 地域福祉組織，民間事業者をはじめとする地域の様々なネットワークを活用した実態把握，見守り活動の促進
- エ 上記活動において適切な支援につなげることでできた事例（地域の強み）の収集及び相談種別や深刻度の分析等を通じた地域課題の抽出，整理

(2) 権利擁護に関する連携・支援

- ア 「高齢者虐待対応マニュアル」に基づく高齢者虐待や困難事例に関する緊密な連携による対応
- イ 高齢者虐待等の早期発見，発生予防の取組
- ウ 地域の関係機関と連携した消費者被害等に関する迅速な情報共有の促進
- エ 成年後見制度をはじめ，高齢者の権利擁護に資する制度・事業の普及啓発及び利用支援

(3) 介護予防の取組の推進

- ア 自立支援・重度化防止を目指し個別性を重視した適切な介護予防ケアマネジメントの実施
- イ サービス事業者，地域介護予防推進センター，保健・医療・福祉の関係機関等との連携によるケアマネジメントの実施
- ウ 介護予防の普及啓発
- エ 介護予防が必要な対象者の早期発見，早期対応
- オ 介護予防ケアマネジメントの質の向上に向けた事例検討の定期的な実施及びリハビリテーション専門職の参加の推進

(4) 認知症の人やその家族等に対する支援体制の強化構築

- ア 認知症に対する正しい理解の普及啓発などの様々な機会を活用した，地域の関係機関・団体・企業等との連携促進
- イ 認知症初期集中支援チームとの協働による認知症の初期・初動支援の充実に向けた取組など，早期発見・相談・支援をスムーズに実施できる仕組みづくり
- ウ 京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」等を踏まえ，行方不明の恐れがある高齢者の事前相談・登録制度を活用した見守り支援の充実，また，発見協力依頼の情報提供制度を活用

した行方不明高齢者の早期発見や事故の未然防止のための身近な地域ネットワーク（連絡網）の構築・拡充

(5) 医療・介護をはじめとする多職種の地域ネットワークの充実・強化

- ア 地域福祉組織中心（学区レベル）の地域ケア会議等を通じた、地域福祉組織との協働による地域特性を生かした見守りネットワークの強化と相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応
- イ 日常生活圏域を標準とする地域ケア会議等における、地域の医療・介護・福祉等多職種の関係機関との連携体制の構築に基づく、地域課題の検討・対応
- ウ 区・支所地域包括支援センター運営協議会等との相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応
- エ 「在宅医療・介護連携推進」「生活支援体制整備」「認知症施策推進」等において構築する専門職による分野別会議やネットワークとの相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応

(6) 地域における在宅医療・介護連携拠点の活用と協働

- ア 在宅医療・介護連携支援センターとの連携による地域資源の把握と情報共有
- イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に係る医療面でのバックアップとしての活用
- ウ ケアマネジャーをはじめとする在宅療養者支援に関わる多職種への同センターの周知の協働
- エ 在宅医療・介護連携に係る地域課題の解決に向けた連携

(7) 地域における生活支援体制整備に向けた資源の把握・情報共有等サービス創出に向けた関係機関との協働

- ア 地域支え合い活動創出コーディネーターが担う地域の資源把握、分析等の活動に対する支援・協力
- イ 地域支え合い活動調整会議への参画等を通じた、介護予防・生活支援サービス創出に向けた情報共有、具体的なサービス創出にかかる検討

5 共通の留意事項

(1) 事業計画の策定

運営方針や前年度の活動内容を踏まえ、担当圏域の地域事情に応じた事業計画を策定するとともに、事業計画を踏まえた活動を遂行する。

(2) 区役所・支所との連携

担当地域における高齢者支援については、区役所・支所との連携が不可欠であること及び行政機関の一部を委託されていることを意識し、区役所・支所と互いに密な連携を図り活動を遂行する。

(3) 公正・中立性の確保

運営費用が、市民の介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていること、高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、ケアプラン作成やサービス事業所の紹介等をはじめとした活動について、高度な公正性・中立性を確保した事業運営を求められていることを認識して活動する。

(4) 個人情報の取扱い

高齢サポート職員は高齢者等の心身の状況や家庭の状況等、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあることを念頭におき、その適正な取り扱いを図る。

(5) 苦情対応について

地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組みを検討するとともに、必要に応じて速やかに京都市に対して報告し協力して解決する。

<「令和2年度 地域包括支援センター運営方針」策定に当たっての考え方>

- 2018年度（平成30年度）から2020年度（令和2年度）の3年間を計画期間とする「第7期京都市民長寿すこやかプラン」の最終年度にあたる2020年度（令和2年度）においても、引き続き高齢者が可能な限り健康で自立した生活を継続できる環境づくり、認知症やひとり暮らし高齢者等が地域で暮らし続けられる支援の充実、切れ目のない医療・介護・生活支援の提供体制づくり等に取り組むこととしている。
- 単身高齢者の年齢階層に応じた効果的・効率的な訪問活動を引き続き実施するとともに、民生委員・児童委員、老人福祉員、学区社会福祉協議会や高齢者の見守りに関する協定を締結する協力事業者等との連携による地域の高齢者の実態把握、ニーズに応じた適切な支援を進めていく。
- 高齢者の自立支援や重度化防止を進めるために、一人ひとりの状態に応じたサービスが提供できるよう、適切なケアマネジメントを実施していく。
- 地域ケア会議については、引き続き、高齢者支援の個別ケースについて検討を行うことを起点として、多職種の関係機関とのネットワーク構築を図り、地域課題の抽出・整理や課題への検討・対応などにつなげていく。また、地域ケア会議の中で明らかになった生活支援サービス等に関する地域課題について、「地域支え合い活動調整会議」に引き継ぎ、新たなサービス創出に向けた検討や取組を進めていくなど、分野ごとの地域ネットワークとの連携に取り組む。
- 上記以外にも、必要性が高まっている、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるための、認知症の早期発見・早期相談・早期診断に向けた総合的な取組や、虐待対応をはじめとする権利擁護の取組等も着実に推進していく。
- これらの高齢サポートの活動については、すべて個別支援に関する業務が基盤的役割となっていることを念頭に展開していく。

※その他

◇ 平成 30 年 7 月 4 日付け厚生労働省老健局振興課長通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」において、地域包括支援センターの事業に係る評価基準が示され、当該指標に基づくチェックシートを市町村と地域包括支援センターがそれぞれ作成し、国に報告するとともに、評価結果を踏まえ、地域包括支援センターの機能強化策を検討していくこととされた。今後、本市においても、当該事業評価の本市及び全国のとりまとめ結果を活用し、必要に応じて地域包括支援センターの運営に反映させる等により、サービスの質向上や機能強化につなげていく。

◇ 京都市では、地域住民が抱える福祉的な課題の多様化・複合化してきている状況を踏まえ、「京（みやこ）・地域福祉推進指針」において「行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化」を重点目標の一つに掲げている。

そうした中、京都市社会福祉審議会に設置された「ひきこもり支援の在り方検討専門分科会」での議論においては、京都市におけるひきこもり支援について、年齢によって分かれている相談窓口を一元化するとともに、多種多様な分野の支援や関係機関をとりまとめ、トータルコーディネートを行う中心機関として保健福祉センターを位置付け、機能強化を図っていく方向性が示されている。

高齢サポートにおいても、こうした支援体制の強化の動きを踏まえ、今後設置される相談窓口や保健福祉センター等としっかり連携しながら、「8050問題」をはじめ、複合化した課題を抱えた世帯等への支援に当たっていく。